

20 宇監査第 73 号

平成 20 年 10 月 1 日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市監査委員

菅野多美子

同

小山茂樹

同

森 真 二

平成 19 年度宇治市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、  
審査に付された平成 19 年度宇治市健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基  
礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出する。

# 平成 19 年度宇治市健全化判断比率審査意見

## 第 1 審査の対象

平成19年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 2 審査の期間

平成 20 年 8 月 28 日から平成 20 年 9 月 30 日まで

## 第 3 審査の方法

審査に当たっては、市長から送付を受けた健全化判断比率が適正に算定されているかどうか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が法律等の趣旨に沿って適正に作成されているかどうかを検証し、必要に応じて関係書類の照査や、関係職員の説明を求めて審査を行った。

## 第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法律等の趣旨に沿って適正に作成されているものと認めた。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準に該当していないことを確認した。

なお、今後公表される全国各市の健全化判断比率と比較検討し、本市の状況分析に努められたい。

本市の健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：％)

健全化判断比率	19年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.67
連結実質赤字比率	—	16.67
実質公債費比率	4.9	25.0
将来負担比率	8.9	350.0

(注1) 実質赤字比率については、一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、該当がないため、「—」と記載した。

(注2) 連結実質赤字比率については、全会計における連結実質赤字は生じておらず、該当がないため、「—」と記載した。

(注3) 実質公債費比率(指数の3年度間の平均)については、資金繰りの危険度を示すものであり、早期健全化基準の25.0%を超えると、平成20年度決算からは財政健全化計画の策定が義務付けされることとなるが、早期健全化基準を20.1ポイント下回っている。

(注4) 将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額が一般財政規模の3.5倍を超えると早期健全化段階となり、平成20年度決算からは財政健全化計画の策定が義務付けされることとなるが、早期健全化基準を341.1ポイント下回っている。

# 平成 19 年度宇治市資金不足比率審査意見

## 第 1 審査の対象

平成19年度決算における次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 1 公営企業特別会計  
宇治市水道事業会計
- 2 公営企業特別会計以外の特別会計
  - (1) 宇治市簡易水道事業特別会計
  - (2) 宇治市公共下水道事業特別会計

## 第 2 審査の期間

平成 20 年 8 月 28 日から平成 20 年 9 月 30 日まで

## 第 3 審査の方法

審査に当たっては、市長から送付を受けた資金不足比率が適正に算定されているかどうか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が法律等の趣旨に沿って適正に作成されているかどうかを検証し、必要に応じて関係書類の照査や、関係職員の説明を求めて審査を行った。

## 第 4 審査の結果

審査に付された各会計に係る資金不足比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法律等の趣旨に沿って適正に作成されているものと認めた。

資金不足比率は、いずれの会計においても、経営健全化基準に該当していないことを確認した。

なお、今後公表される全国各市の資金不足比率と比較検討し、本市の状況分析に努められたい。

本市の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：％)

会 計	19年度	経営健全化基準
宇治市水道事業会計	—	20.0
宇治市簡易水道事業特別会計	—	
宇治市公共下水道事業特別会計	—	

(注) 資金不足比率は、会計ごとに資金の不足額を事業の規模で除した比率であり、対象となつたいずれの会計においても、資金の不足額がないため、「—」と記載した。